



板垣さんの作品「山水」

# シリーズ ひと



いたがき えいさく

## 板垣栄作さん

爪田ヶ谷在住。行政区長、農業委員等町の要職を歴任。水墨画の文化団体連合会「精墨会」を発足し初代会長となる。現在、文化団体連合会副会長を務める。10月に町長表彰を受賞。水墨画のほかに版画、書道、篆刻と多彩な趣味を持っている。

篆刻 = 木・石・金などに印をほること。

## 伝統ある芸術・文化の後継者を 育てていきたいですね

板垣さんは永年になわたり地域振興に貢献し芸術文化の発展を推進していることが高く評価され、10月17日町長表彰を受賞した。

また、描いた水墨画を農協、郵便局、集会所などの公共施設や病院、お寺、知人などに贈り喜ばれている。

水墨画では出展した作品が受賞するほどの腕前であるが、ほかの芸術にも優れ、自分の作品に押す落款印も作成するほか、書道は平成13年から4年間習い5段を取得している。

そんな板垣さんに水墨画の魅力や難しいところを尋ねると「墨だけで濃淡、遠近を表すのが魅力であり難しいところです。」

筆に淡墨を含ませ、筆先に濃墨を付けるなどして、一筆書きで竹や花びらなどの濃淡を出すんです。後で書き足すと美しく仕上がらないですよ。」

水墨画の話になると真剣な表情になるが、仲間との年に一回の懇親旅行や暑氣払い、新年会などが楽しみだと話す表情はにこやかだ。そんな精墨会の仲間も以前は20名いたが現在は10名になってしまい会員を募集しているとのこと。

今後について尋ねると「水墨画は日本の素晴らしい芸術・文化なので後継者を育てたいですね。農業と同じで後継者がいないんですよ。」と優しいそんな笑顔で語ってくれた。



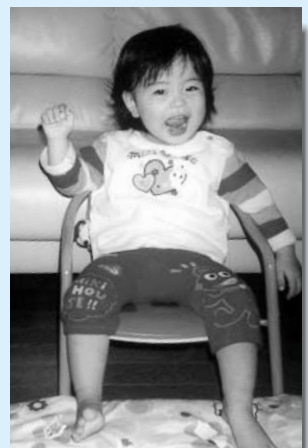
「いつまでも仲良しだよ」

くらもち 倉持 耀くん【右】(1歳)  
うらら 麗ちゃん【左】(3歳)



「ハイハイできたよ!」

いでい 出井 春輝くん(9か月)



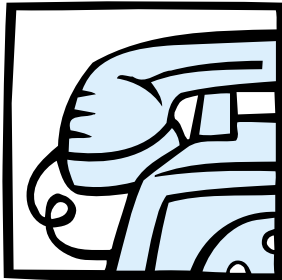
「元気! 元気!!」

ほんざわ 本澤 みゆ 未悠ちゃん(1歳)

お子さんの写真を募集しています 氏名(保護者とお子さん)・生年月日・住所・電話番号・写真にコメントを添えて、直接または、封書で郵送してください。年齢については、12月1日現在で掲載しています。

投稿先 〒349-0292 白岡町大字千駄野432

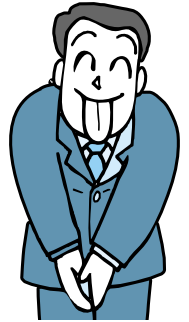
白岡町広聴広報課広聴広報係 ☎(92)1111 内線353



# 外国為替証拠金取引

～うますぎる話にはご用心！～

最近、被害の相談が増加している外国為替証拠金取引。相談者が高齢で、被害金額が多額なことが特徴です。外国為替証拠金取引は、非常にリスクの高い取引であるため、少額で取引できる反面、預けた証拠金以上の損失が生じるおそれがありますので、注意しましょう。



## A子さんからの相談



訪問してきた業者に外国為替証拠金取引を勧められた。「安全な取引で、必ず儲かる」、「外貨預金のようなもの」と説明されたので、その言葉を信じて老後の資金にと貯めていた預金1000万円を渡した。

取引が始まると業者から売り買いについて、了解を求める電話が何度もかかってきたが、内容がわからないまま「はい」と答えてしまった。

そのうち心配になり、「やめたい」と申し出たところ、今やめるには、あと300万円必要と言われた。貯金のつもりで始めたのにこんなに損をしてしまい、どうしたらよいか分からない。

## お答えします



事例を始め、外国為替証拠金取引に関する相談では、様々な問題があります。この事例の場合、次の～の問題点を指摘し、取引を終了した上で返金の交渉をすることになります。

外国為替証拠金取引に、「安全」「必ず儲かる」ということはありません。むしろ、非常にリスクの高い取引と言えます。「必ず儲かる」などと断定的なことを言って、勧誘することは禁止されています。

取引内容に関する責任は、契約者本人にかかってきますので、取引内容を理解しない了解は危険です。

外国為替証拠金取引は、業者に一定の証拠金を委託することにより、10倍から20倍程の外国為替の売買を行うものです。短期間の取引で預けた証拠金の額を上回る多額の損失が発生する可能性があります。



### 取引における注意点

取引内容の詳細な説明を受け、十分理解すること。理解できなければ、契約しないこと。

取引相手が十分信頼できる業者であるか確認すること。  
取引にはリスクがあることを認識すること。



### 金融先物取引法の改正ポイント

外国為替証拠金取引の被害が増加したことを踏まえ、金融先物取引法が改正され、平成17年7月1日に施行されました。

- 金融先物取引業を登録制とし、株式会社や銀行などの金融機関でなければ、取引を行うことができなくなりました。ただし、平成17年12月末まで経過措置があります。
- 勧誘を望んでいない顧客に対し、業者が訪問したり、電話で勧誘することや契約をしない意思を示した顧客に対する勧誘をすることが禁止されました。
- 業者は、顧客の知識や経験、財産に照らして不相当と認められる勧誘を行うなど顧客保護に欠けることのないように業務を行わなければならないとされました。

**被害にあったかもしれないと感じたら、早めにご相談ください!**

### 問合せ先

埼玉県消費生活支援センター春日部  
☎048(734)0999 午前9時30分～正午  
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)  
町消費生活相談 ☎(93)7700  
毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時  
商工課 内線282、283



## 12月の消費生活相談

相談日等 12月5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月) 午前10時～正午・午後1時～3時  
(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)